

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正 (案) についての意見募集

■ 意見募集の趣旨

札幌市における看板が落下した事案や、県内でも広告物の一部が強風の影響で破損・飛散した事案が発生しており、屋外広告物等の老朽化等による安全性の確保が全国的な課題となっています。

この状況を受け、国では安全確保を目的とした屋外広告物条例ガイドラインの改正や安全点検に関する指針の策定を行っています。

県も、屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正を行い、より一層の安全対策を図ろうとするものです。

■ 意見を募集する対象

屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）

■ 資料の閲覧場所及び入手方法

閲覧場所：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター、県庁県民室、
県立図書館

資料入手：県庁行政情報センター、各地区合同庁舎行政情報サブセンター

※ ホームページからも閲覧、入手可能です。

■ 意見募集の期間と提出方法

○ 募集期間 令和2年9月7日（月）～10月6日（火）

○ 提出方法

- ・ 郵送（手紙、ハガキ）、ファクス、電子メールにより、下記のあて先にお送りください。
- ・ ご意見には、「ご住所」「お名前」を必ずご記入ください。
- ・ 様式は自由ですが、「意見提出様式」を参考までに用意しておりますので、ご活用ください。

■ 御意見等の提出先

- 郵送の場合 〒020-8570 岩手県県土整備部都市計画課
(郵便番号のみで届きますので、県庁の住所の記載は不要です)
 - ファクスの場合 019-629-9137
 - 電子メールの場合 E-mail アドレス：AG0007@pref.iwate.jp
- ※電話によるご意見の受付は対応しかねますので、ご了承ください。

■ 意見の取扱い

- 提出いただいたご意見については、「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正(案)」の参考とさせていただきます。
- 意見の概要は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護に十分配慮したうえで公表します。なお、類似しているご意見は、集約させていただきます。
- ご意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- お知らせいただいた個人情報については、このパブリック・コメントの募集の事務にのみ使用し、第三者に提供することはありません。

■ 地域説明会の開催について

今回のパブリック・コメントの一環として、地域説明会を開催します。

年 月 日	時 間	会 場
令和2年9月23日(水)	13時30分～14時30分	釜石地区合同庁舎4階大会議室
令和2年9月24日(木)	13時30分～14時30分	岩手県公会堂2階26号室

■ お問い合わせ先

盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部都市計画課 まちづくり担当 電話 019-629-5891